



令和 6(2024)年度 文部科学省委託
ユネスコ未来共創プラットフォーム事業
「海外展開を行う草の根のユネスコ活動（再委託）」
公募要領（再公募）

令和 6 年 5 月 27 日

○ 再公募について

本件は、令和 6 年 5 月 8 日（水）から 22 日（水）までの日程で公募を行った、令和 6 年度「海外展開を行う草の根のユネスコ活動（再委託）」について、再公募をするものです。審査基準、審査要領、各種様式及びユネスコ未来共創プラットフォーム事業関連資料には変更はありません。応募を検討される場合には、「12. 今後のスケジュール」をご確認の上、期日までの企画書提出をお願いいたします。

1. 事業名

ユネスコ未来共創プラットフォーム事業「海外展開を行う草の根のユネスコ活動（再委託）」

2. 事業の趣旨

公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター（ACCU）では、文部科学省からの委託を受け、「令和 6(2024)年度ユネスコ未来共創プラットフォーム事業」のうち「(1)「ユネスコ未来共創プラットフォーム」事務局の構築・運営」を担当しております。

このたび、本事業（事業名称「SDGs 実現を目指すユネスコ活動プラットフォーム共創事業」）の一環として、日本国内のユネスコ活動^{※1}と国際協力の成果の往還等を促進することを目的に、国内における先進的なユネスコ活動の成果を国際協力の一環として海外で展開する事業を支援するための委託事業（文部科学省から委託を受けた当法人からの再委託）を実施いたします。

つきましては、令和 6(2024)年度ユネスコ未来共創プラットフォーム事業「海外展開を行う草の根のユネスコ活動（再委託）」の企画提案を以下の要領で受け付けます。

なお、本事業を含む「ユネスコ未来共創プラットフォーム事業」の事業趣旨については、同事業実施要項（別添）をご参照ください。

^{※1}本事業でいう「ユネスコ活動」とは、ユネスコ活動に関する法律（昭和 27 年法律第 207 号）第 2 条で定義され、かつ同法第 1 条で規定された目標のために行われる活動を指します。

3. 委託対象事業

「ユネスコ未来共創プラットフォーム事業実施要項」及び「ユネスコ未来共創プラットフォーム事業実施要領」に基づき、委託の対象となる事業は、国際交流・協力（開発途上国および先進国のいずれか又はその両方を対象とする事業）により、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に具体的に貢献する事業として、我が国が推進するユネスコ活動に密接に関連する下記の事業の推進に寄与するものであり、直接または間接的に営利を目的としないものに限ります。

委託対象事業は、ユネスコの実施する（１）教育協力事業、（２）科学協力事業、（３）文化協力事業、（４）連携協力事業（教育、科学、文化から複数の分野にまたがる事業）に関する活動とします。申請に当たっては、ユネスコにおける主要な事業の推進方策について定めた「2022年～2029年ユネスコ中期戦略」との関連性を明確にし、必要に応じてユネスコ本部又は地域事務所等と連携を図った上で実施するものとします。更に、SDGsの策定を踏まえ、委託対象事業は、SDGsのゴール・ターゲットの達成に草の根事業としてどのように貢献するかを明確にした上で実施し、SDGs達成への具体的貢献が成果としても求められます。なお、活動形態としては、国内外でのセミナー、ワークショップ、研修コースの実施、ガイドラインや教材等の作成、現地における実技指導及び調査分析活動等が考えられます。

4. 委託対象期間（再委託事業実施期間）

契約日～業務が終了する日または令和7(2025)年2月28日(金)

5. 委託対象経費、事業規模（予算）、及び採択数

事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、会議費、借損料、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費）について、別添の「ユネスコ未来共創プラットフォーム事業」実施要項等で認められている範囲で委託費として支出します。なお、委託費の支出は精算払（確定払）とします。

原則として、350万円程度を上限とする事業を1件採択する予定です。ただし、最終的な採択件数及び委託費の予定額は、「10. 審査方法等」に記載された審査委員会が決定します。

6. 申請者の要件

申請者は、以下の各要件を満たす必要があります。

- （１） ユネスコ活動と関係があり、かつ、ユネスコないしユネスコと関係のある機関と協力して事業を実施することができること。
- （２） 民間のユネスコ活動の振興に資する事業、かつ、直接又は間接に営利を目的としない事業、という本委託事業の前提を踏まえ、公益事業を行うことが可能な以下の団

体であること。

地方公共団体、地方教育委員会、国立大学法人・公立大学法人・学校法人（国公立大学・短期大学の学部学科、大学院研究科、附置研究所、研究センター等单位で応募可）、独立行政法人、大学共同利用機関法人、公益法人（公益社団法人、公益財団法人）、一般法人（一般社団法人、一般財団法人）、特定非営利活動法人、その他

- (3) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 615 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当します。
- (4) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (5) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7. 応募書類

本事業の実施を希望する団体は、「8. 提出期限、提出方法、及び提出先」を確認の上、以下の応募書類を提出してください。

- 企画書（別添様式を利用して作成）
 - 「所要経費内訳表」等、企画書記載事項の補足説明となる添付資料
 - 定款、寄付行為又は会則、規約等団体の根拠を示す資料、役員名簿、最新の事業報告書、収支決算書、会計規則（旅費、人件費、謝金、会議費等）、その他団体の概要に関する書類
 - 誓約書
- ※ 応募にあたっては、実施要項、実施要領及び「経費の使用について」（別添）もご参照ください。応募書類の作成費用は、選定結果に関わらず企画提案者の負担とします。また、提出された応募書類は返却しません。

8. 提出期限、提出方法、及び提出先

- 提出期限：令和 6 年 6 月 17 日(月)正午必着
- ※ 全ての必要書類をこの期限までに提出してください。
- 提出方法：電子媒体（メール添付またはクラウドストレージサービスの利用）
- 提出先：下記の「13. 連絡先」まで電子メール（education@accu.or.jp）にて提出してください。メール送信に際しては、件名を「【提出】「海外展開を行う草の根のユネスコ活動（再委託）」企画書（貴団体名）」としてください。

9. 応募、企画書作成における留意事項

- (1) 同一団体からの異なる事業分類（前項 3. の（1）～（4））の企画書提出は可能で

すが、同一事業分類における複数の企画書提出は認められません。また、同一の事業計画をもって複数の事業分類に応募することもできません。

- (2) 企画書は日本語及び日本国通貨で記入ください。
- (3) 調査研究・教材作成等を目的とした事業の申請を行う場合は、相手国関係者に対する協力活動を伴うことが必要となりますので、必ずその活動計画を企画書内に明示ください。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、特定の者のみが有利となるような質問等については回答できません。質問等に対する回答で、応募するすべての者に共有すべき情報は、ユネスコ未来共創プラットフォームポータルサイトにて開示いたします。
- (5) 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差し替えは一切認めません。

10. 審査方法等

令和6年度の審査は、別に定める審査基準に基づき、専門家等により構成される審査委員会において行います。審査結果については申請団体に対し書面にて通知します。なお、必要に応じて審査期間中に企画書の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがあります。

11. 契約の締結及び事業の実施における留意事項

採択された委託事業企画書の提出団体は、事業計画書及び添付書類を作成、提出の上、受託事業者として当法人と委託契約を締結します。

受託事業者は当法人及び文部科学省と協議しつつ、本事業を実施することとします。委託期間中及び終了後には、「ユネスコ未来共創プラットフォーム事業」および各団体のホームページ等を活用し、事業の内容、経過、成果等を社会に対して積極的に情報公開することにより、我が国におけるユネスコ活動の推進に協力する義務を負います。また、本委託事業については、その成果が、本委託事業終了後も自発的な形で広く生かされることによる波及効果が求められますので、十分ご留意ください。

12. 今後のスケジュール

令和6年5月27日	再公募開始
6月17日	応募書類提出締切
7月上～中旬	審査委員会の開催 事業計画書等の提出依頼
8月以降	契約相手方、契約額の決定及び委託契約の締結
令和7年2月28日	完了報告書提出期限

13. 連絡先

公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター (ACCU)

教育協力部 担当：若山、新井

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-32-7F 出版クラブビル

電話 03-5577-2852 / FAX 03-5577-2854

Email education@accu.or.jp

<参考法令>

■ ユネスコ活動に関する法律（昭和 27 年法律第 207 号）（抄）

（ユネスコ活動の目標）

第 1 条 わが国におけるユネスコ活動は、国際連合教育科学文化機関憲章（昭和 26 年条約第 4 号。以下「ユネスコ憲章」という。）の定めるところに従い、国際連合の精神に則って、教育、科学及び文化を通じ、わが国民の間に広く国際的理解を深めるとともに、わが国民と世界諸国民との間に理解と協力の関係を進め、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを目標とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「ユネスコ活動」とは、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）の目的を実現するために行う活動をいう。

<公募関連資料>

■ 「海外展開を行う草の根のユネスコ活動（再委託）」関連資料

公募要領 ※当文書

[企画書様式](#)

[企画書別添 所要経費内訳表](#)

[誓約書様式](#)

[審査基準](#)

[審査要領](#)

■ ユネスコ未来共創プラットフォーム事業関連資料

[ユネスコ未来共創プラットフォーム事業 実施要項](#)

[ユネスコ未来共創プラットフォーム事業 実施要領](#)

[令和 6 年度ユネスコ未来共創プラットフォーム事業 経費の使用について](#)